

改正

平成27年 4月 1日訓令第 5号

平成27年12月 1日訓令第12号

平成31年 4月 1日訓令第 7号

令和 2年 3月31日訓令第 2号

令和 4年 3月31日訓令第 2号

志木市公共施設等マネジメント検討委員会設置規程

(設置)

第1条 公共施設等の維持管理及び総量管理を長期的かつ計画的に推進するため、志木市公共施設等マネジメント検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この規程において「公共施設等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市の公の施設（第3号及び第4号に掲げるものを除く。）
- (2) 市の庁舎、事務所、事業所等
- (3) 道路及び橋梁(りょう)（これらに附属する設備を含み、市が管理するものに限る。）
- (4) 上水道及び下水道施設（市が管理するものに限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市が所有する不動産

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 公共施設等マネジメント基本方針の策定及び改定に関すること。
- (2) 公共施設等マネジメント計画の策定及び改定に関すること。
- (3) 公共施設適正配置計画の策定及び改定に関すること。
- (4) 公共施設等マネジメント計画の進行管理に関すること。
- (5) その他公共施設等マネジメントの実施に当たり必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副市長及び教育長をもって充てる。

4 委員は、志木市庁議規則（昭和48年志木市規則第8号）第2条に規定する構成員（市長、副市長及び教育長を除く。）をもって充てる。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員長は、委員会を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

（幹事会）

第7条 委員会に、幹事会を置く。

2 幹事会は、委員会の所掌事務の遂行に資するため、委員会との連絡調整を行うものとする。

3 幹事会の組織及び運営については、委員長が別に定める。

（会議の記録等）

第8条 委員長は、委員会の会議を開催したときは、当該会議の経過及び結果を記録し、保管しておかなければならない。

2 委員長は、前項の規定により記録した書面を、別に定めるところにより公表するものとする。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、市長公室政策推進課公共施設マネジメント推進室において処理する。

（その他）

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成27年訓令第5号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年訓令第12号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年訓令第7号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日訓令第2号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日訓令第2号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。